令和5年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区雨水排水路その2工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区雨水排水路その2工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書(令和5年9月版)」(URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、排水路を建設するものである。	
2. 工事場所 3. 工事概要	京都府亀岡市大井町並河地内 本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L= 275.70m 内訳 第23号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H2100 L=100.0m 第22号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H2100 L=116.0m 第18号支線(A)排水路 L型水路 B4500×H1500 L= 42.0m ボックスカルバート B4500×H2100 L= 6.5m ボックスカルバート B4500×H1500 L= 3.5m 合流工 B4500×H1500 L= 4.1m 屈曲工 B4500×H1500 L= 3.6m	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている270日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。	
	全体工期:契約締結の日から令和7年3月30日(工事完了期限日)まで 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項目	内	内容					
第3章 施工条件							
1. 工程制限	支障物(電柱等)が存在するほ場については、支障物移設後に施工するものとする。						
2. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は17日(月平均)と想定している。なお、休業日には、						
,,,,,,	土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。						
3. 寒中コンクリート	1)本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、 気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンク リート」としての施工を行わなければならない。 2)発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和6年12月19日~ 令和7年2月18日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更に より生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。 3)受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通 仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。						
第4章 現場条件 1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と	想定している。					
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督						
	絡、協議し工事工程に支障が生じないよ	1	1				
	工事名	工期	備考				
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和5年11月10日~					
	桂川西工区区画整理その1工事	令和6年8月30日					
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和5年11月10日~					
	桂川西工区区画整理その2-2工事	令和6年8月30日					
	令和5年度 亀岡中部農地整備事業	令和6年3月28日~					
	桂川西工区雨水排水路その1工事	令和6年12月22日					
3. 第三者に対する 措置 (1) 騒音・振動対 策	騒音・振動等の対策については、十分 を図り、工事の円滑な進捗に努めなけれ		也域住民との協調				
N.	を図り、工事の目前な歴抄に劣めなけれ	1440/416					
(2)境界対策	1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しな						
	ければならない。	く日と うたなく スクーカー					
	また、工事の施工に際しては、隣接	※地権者及び関係者とトラ	ラブルの生じたい				
	よう、十分注意して施工するものとし協議するものとする。						
	なお、受注者の責によるトラブルが 理しなければならない。	ぶ生じた場合は、受注者 <i>の</i>	う責任において処				
(3)濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、 下させ、濁水を直接河川に流さないよう は極力濁水を発生させないよう注意する	心がけなければならない ものとする。	。また、施工中				
	なお、関係機関との協議の結果、濁水 監督職員と協議するものとする。	《処理対策を講ずる必要が	ぶ生じた場合は、				

項目	内容	摘要
(4)保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
(5) 現場内への立 ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には 安全施設を設置するものとする。	
(6)交通対策	 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。 	
(7)防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。	
(8) 早朝及び夜間 作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏まえ、周辺環境への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいているため、環境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。	
第5章 仮設1.仮設排水路	本工事において排水路が完成するまでの間は、素掘り水路により流下させるものとする。 ただし、現場条件等によりこれにより難い場合は監督職員と協議すること。	
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等 1.発注者が確保し ている用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。	
2. 工事用地等の使 用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境 界、使用条件等の確認を行わなければならない。	
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、 受注者の責任において処理するものとする。	
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。	

項目				 内容				摘要
第8章 工事用材料								
1. 規格及び品質	本工事で使	 使用する主	要材料の規	格及び品質	は次のとお	3りであり、	監督職員が指	
	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。							
	1) 鋼材							
	鉄筋コン	/クリート	用棒鋼 SD	295A • SD34	5 JIS G	3112		
	2) コンクリート							
	コンクリ	コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおり。 呼び強度 スランプ 粗骨材の最 水セメントヒW/ セメントの種類						
	15.47							
	種類	(N/mm2)	(cm)	大寸法(mm)	C (%)	による記号	使用目的	
	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート	
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60以下	BB	一般構造物	
	※粗骨材量	是 大寸法25	mmは、地域	 的に骨材の	 入手が困難	 単な場合20m	 皿の使用を可能	
	とする。		, , ,	,,,,				
	4) コンクリ	リート二次類	製品					
	鉄筋コン	/クリート]	型水路		農業土木事	業協会型		
	一筆排力	、桝 550型	見 角落し					
	5) その他							
	水膨張」	上水材			JIS A 690	9		
	目地板				JIS A 690	9		
2. 見本又は資料提	1) 主要材料	4及び次に	示す工事材	・料は、使用	前に試験が	え続書、見2	本、カタログ等	
出	を監督職員	員に提出し	て承諾を得	なければな	らない。			
	また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。							
		材料名		提出物				
	コンクリート 計画配合表、試験成績書							
	鋼材		3	ルシート				
	コンクリ	ート二次製	品カ	タログ、試験	倹成績書			
	その他資	材	カ	タログ、試験	 検成績書等			
o ITA FT WHA IT - IA	w/ > 1 -		H. E. Ma	m/, by with 17 -	14	N#A) =)		
3. 監督職員の検査	7 ** * /	上事材料は	、使用前に	.監督職員の	検査乂は評	て験を受けた	なければならな	
又は試験	V) ₀)	○	1 41 /2 2 24 3	1 L 7 [B A)	11 7 m - EL	
							があるので、監	
	督職員が提出		た場合は、					
		材料名		検査・試		-	期	
	コンクリ	ート二次製品		寸法及び外籍	2	搬入時抽出		
	その他主	要材料		寸法及び外籍	見形状	搬入時抽出	検査	
第9章 施工								
1. 一般事項								
(1) 一般事項	1) 工事施工	[に先立ち	、監督職員	の立ち会い	の上、工事	F区域周辺0	の用排水施設等	
	を確認し、	工事期間	中に障害等	が起きない	よう施工計	画を立てな	なければならな	
	ر ۱ _°							
	また、非	共通仕様書	第1章第1節	51-1-5に規	定する施工	計画には、	降雨並びに運	
	土に伴うり	5災対策等	こついて記	載しなけれ	ばならない	0		
						[区外へ排と	出し、排水路完	
				するものと	, - 0			
	•	_ ,			または地下	水は、施工	Lに支障がない	
	よう適切に	上排除する	ものとする	0				
	1 0 1 1 1 2	. 17 7 1-4	5H. /// >	2 666 - 201.	NA NA	.11- > 1	~ 1 1. w	1

3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。

項目	内容						
	なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。 4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。						
		。 事完成時もしくは剖	(公体田時)	注语 畔畔	水敗乃び治影	ス注面に	
		事元成時もしては引 場合においても刈り			小蹈及い連路	3位国()	
	,	り取りは設計変更の		, - 9			
		任意仮設等において		-	なければなら	ない。	
	6) 下表に示	す施設の施工にあた	こっては、施工	こに先立ち基礎	地盤の地盤支	で持力を	
	確認し、監	督職員に報告しなけ	ればならない	0			
		に示す支持力がない	と判断される	場合は、監督	職員と協議す	つるもの	
	とする。				1		
	1.65 (.)	工種		设計地盤支持力	調査方法	去	
	22号支線(A) 技 (現場打ちボ	『水路 ックスカルバート)		72.119kN/m2	平板載荷記	式験	
(2) 基準点	本工事の基	準点及び水準点は別	添図面に示す	ーとおりであり	、詳細につい	ては別	
(=) = 1,	途監督職員が	,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	なお、基準	点等の位置データは	測地成果2000	に対応したもの	りである。		
(3) 標準図面集		、別添図面の他、		也整備事業標準	図面集」(以	人下「標	
		いう。) により行う					
	なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協						
	一半 上フュ の 1	上フ	《千四四天》 延	団用 くさない物	台は、監督職	銭負と協	
	議するものと	する。	、十四四末7 延	型用 くさない物	台は、監督職	戦員と協 	
(4) 検測▽け確認							
	1) 本工事の	施工段階確認は、下	表に示すとま	おりである 。た	だし、確認時		
(4)検測又は確認 (施工段階確 認)	 本工事の 度について 		「表に示すとま により変更す	3りである。た る場合がある。	だし、確認時	芽期・頻	
(施工段階確	1)本工事の 度について 2)下表に示	施工段階確認は、下 は、監督職員の指示	「表に示すとま により変更す I 主検査記録を	よりである。た る場合がある。 ☆確認する場合	だし、確認時	芽期・頻	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 	施工段階確認は、下 は、監督職員の指示 す以外の工種は、自	表に示すとま により変更す 1主検査記録を ければならな	ぶりである。た る場合がある。 ☆確認する場合 い。	だし、確認時があるので、	芸 野・頻	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 遠隔確認 	施工段階確認は、下 は、監督職員の指示 す以外の工種は、自 場合、これに応じな	「表に示すとま により変更す 日主検査記録を ければならな 「は、特別仕様	ぶりである。た る場合がある。 ☆確認する場合 い。	だし、確認時があるので、	芸 野・頻	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 遠隔確認確認につい 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定	表に示すとま により変更す 1主検査記録を ければならな には、特別仕様 する。	ぶりである。た る場合がある。 ☆確認する場合 い。	だし、確認時 があるので、) 工事現場等	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 遠隔確認確認につい工種 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容	表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時 (一般	3りである。たる場合がある。 と確認する場合 い。 後書第10章(4	だし、確認時があるので、	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 遠隔確認確認につい 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容	「表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時	らりである。た る場合がある。 と確認する場合 い。 食書第10章 (4 期・頻度	だし、確認時があるので、	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	1)本工事の 度について 2)下表に示 員が求めた 3)遠隔確認 確認につい 工種	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力	表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3りである。た る場合がある。 た確認する場合 い。 検書第10章 (4 期・頻度 设監督)	だし、確認時があるので、) 工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求めた 遠隔確認につい工種掘削・盛土 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力。	表に示すとまにより変更すま検査記録をければならなは、特別仕様する。 確認時 (一般地質変化時軟弱地盤出現時)	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 検書第10章 (4 期・頻度 段監督)	だし、確認時があるので、) 工事現場等遠隔確認対象指示による指示による指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示員が求陽確認確認につい工種 掘削・盛土 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力。湧水状況 既設構造物の取付工	表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時 他質変化時 軟弱地盤出現時 湧水出現時 施工前、完了	おりである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 後書第10章 (4 期・頻度 股監督) 時	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示しずる。 資が隔でる 確認について 工種 掘削・盛土 取合い工 二次製品水路 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力 湧水状況 既設構造物の取付工 布設基盤状況	表に示すとまにより変更す 主検査記録を ければ、特別仕様する。 確認時 (一般地質変化時 軟弱地盤出現時 湧水出現時 施工前、完了 初期施工段階	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 検書第10章 (4 期・頻度 段監督) 特	だし、確認時があるので、)工事現場等遠隔確認対象指示による指示による指示による指示による指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 支について が下表めた 遠認について 本工種 掘削・盛土 取合い工 本設 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況	表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	おりである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 後書第10章 (4 期・頻度 設監督) 時 後 で1箇所 で1箇所	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 下表に示しずる。 資が隔でる 確認について 工種 掘削・盛土 取合い工 二次製品水路 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況 既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況かぶり	表に示すとまにより変更な主検査記録をければ、特別仕様する。 確認時 (一般地質変化 出現 東京 大田 東京 大田 東京 地質変化 は 東京 地質変化 は 東京 地質変化 は 東京 地質変化 は 東京 大田 東京 東京 東京 大田 東京	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 株書第10章 (4 期・頻度 関監督) 時 後 で1箇所 で1箇所 に10後	だし、確認時があるので、)工事現場等遠隔確認対象指示による指示による指示による指示による指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
(施工段階確	 本工事の度について 支について が下表めた 遠認について 本工種 掘削・盛土 取合い工 本設 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況	表に示すとま により変更す 主検査記録を ければならな は、特別仕様 する。 確認時 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 株書第10章 (4 期・頻度 関監督) 時 後 で1箇所 で1箇所 に10後	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による	芽期・頻 監督職 をの遠隔	
認)	 本工事の度に表する。 うができる。 はこれである。 はいる。 本ではいる。 本ではいる。 本ではいる。 本ではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 本のではいる。 ないにはいる。 ないはいる。 ないにはいる。 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなるの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況かぶり中心間隔	表に示すとまたより変更録をはないない。	3りである。たる場合がある。 さな場合がある。 さ確認する場合い。 後書第10章(4 期・頻度 数監督) 時 後 で1箇所 で1箇所 は立後 更ごとに1箇所	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による	ま期・頻 監督職 の遠隔 備考	
(施工段階確認)	 本工事の度に表すのででは、 はないできずいでは、 はないでは、 はないでは、 本工種のは、 本工事が、 	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況 既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況かぶり	表に示すとまれます。 注注検査記録をはは、特別仕様する。 確認時 世質変地 盟時 一般 地質変 地 盟 明 施 工 段 階 が 別 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加	3りである。たる場合がある。 さな場合がある。 さ確認する場合い。 後書第10章(4 期・頻度 数監督) 時 後 で1箇所 で1箇所 は立後 更ごとに1箇所	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による 指示による	ま期・頻 監督職 の遠隔 備考	
(施工段階確	1) 本工事の度に2) 員ので表求隔に3)確認工種掘削・盛土取合製品本容本際組立本容	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況 既設構造物の取付工布設基盤状況 止水材設置状況 かぶり中心間隔 低入札価格調査制度	表に示すとますとよりでは、 ない を はない ない な	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 读書第10章 (4 期・頻度 段監督) 時 後で1箇所 で1箇所 で1箇所 は立後 更ごとに1箇所	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示にによる 指示による 指示による 指示による れった場合は、	芽期・頻 監督職 の遠隔 備考	
(施工段階確認)	1) 本工事のででである。2) 員の確認 工 種 掘り でである。3) 確 工 が の	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、自場合、これに応じなの対象工種についてての1)により決定確認内容地質状況地耐力湧水状況既設構造物の取付工布設基盤状況止水材設置状況かぶり中心間隔	表に示すとますとよりでは、 ない を はない ない な	3りである。た る場合がある。 全確認する場合 い。 读書第10章 (4 期・頻度 段監督) 時 後で1箇所 で1箇所 で1箇所 は立後 更ごとに1箇所	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認対象 指示にによる 指示による 指示による 指示による れった場合は、	芽期・頻 監督職 の遠隔 備考	
(施工段階確認)	1) 度2) 員) 確本に下が遠認工・掘削取こ本容2) 量掘削工本容3) 在本容工本容3) 合本容3) 合本容4) 合本4) 合本	施工段階確認は、下は、監督職員の指示す以外の工種は、監督職員の指えらず以外の工種はについての対象工種により決定である。 一個では、監督では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	表によすとますという。 ここの では はいまた はいない ない はい ない はい ない はい ない はい	3 りである。た 3 りである。た 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 場合 3 は 3 は 3 は 3 は 4 は 3 は 5 は 5 は 5 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6 は 6	だし、確認時があるので、)工事現場等 遠隔確認よる 指示にによる 指指示による 指示による 指示による ない。通知を受	F期・頻 監 「備考」 以 た	

項目	内容	摘要						
	3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。) から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。							
(6) 既設構造物に 対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。							
(7)設計図書等の 充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。							
(8) その他 2. 再生資源等の利	工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐ ものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。							
用(1)建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。							
3. 建設資材等の搬 出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は想定していない。ただし、発生が確認された場合は、監督職員と協議するものとする。							
4. 特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。							
	工 工程 作業内容 分別解体等の方法							
	程 ①仮設							
	ののナエ 土工事 口手作業							
	作							
	内 ③基礎 □無 □手作業・機械作業の併用							
	及							

項目	内容						摘要		
	解体	⑤本体	付属品	体付属品の工事	□手作業	W144W4			
	方法	@7.0	マ	有 □無 の他の工事	□手作業・□手作業	機械作業の併用			
- 1	144	⑥その	₩ □	有 ■無	□手作業・	機械作業の併用			
5. 土工 (1)掘削	1) 堀	411十7十冊	戸 乃/バ成	土に海田する					
(工) 1/11日1	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。								
	3)法	3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められ							
	る場	合は、退	をかに監督	職員と協議する	ものとする。				
(2)埋戻し及び盛	1)押	戸1 及び	が成十/十一層	の仕上がり厚さ	が30cm以下に	になるようにまき出し、施	;		
土	·			械により十分締[
	2)構	造物隣接	受箇所等の埋	!戻し及び盛土は	、一層の仕	上がり厚が30cm以下となる			
				工条件に合った	小型締固め	幾械で十分に締固めを行わ	1		
6. 排水路工	なけれ	ればなら	ない。						
(1) 共通事項	設計	図書に示	やす排水路は	、左右の計画田	面高が異なる	る場合は、各ほ場の排水に			
	支障の	ないよう	に配置しな	ければならない。)				
(0) 8 4.3	. \ 🖽	いしてっ キャ	2 0 24/BZII						
(2)目地工 (伸縮目地部)	, ,		『の前処理 『差』ている	異物を除去し、	表面を清掃す	ナスものとする			
(마케티디 모드마)		着材の塗		光初でかみし、	区田で1月1m)	7 D V C 7 D ₀			
	目地	仮にハク	で接着材を	むらなく塗布し	、ヘラにて	目地壁面に十分塗りつけな			
						て接着力の高いものを選定			
		事前に監 地の挿入		諾を得るものと	する。				
				でに挿入するも	のとし、ね	じれのないよう留意しなけ			
	れば	ならない	。なお、や	むを得ず突き合	わせ施工が	生じる場合は、施工方法及			
	び位は	置につい	て事前に監	督職員の承諾を行	得るものとす	ける。			
第10章 施工管理									
1. 主任技術者等の	主任	技術者又	は監理技術	者の資格は、入	札公告による	るものとする。			
資格									
2. 施工管理	N	-w	ett.). (1 40 HT			
(1)工程管理			,			を比較照査し、差異が生じ を速やかに監督職員へ報告			
		かめる物 ればなら		12 7191 9 O C C	可に対水来?	と 下 / ルイに 血 目 (収) ・ ・ 取 口			
(2) 施工管理の追			管理基準別	表第1を次のとお	り変更する	0			
加項目	①施工	ぎ理 - 種	項目	管理基準値	規格値	測定基準	1		
	-		目地の開	-3mm~+4mm	十5mm	例足基準 50mに1箇所(製品1個			
	7,5,3,3		き き	- I IIIIII	·	に対し3箇所測定)			
	伸縮	目地工	目地の開	-3 mm \sim $+2$ mm	+3mm	全箇所(製品1個に対し			
		<u>≒</u> 1/=1 > 1	きっいま形然			3 箇所測定)]		
		記録によ	る出来形管 項目	理 撮影頻度		測定箇所			
	伸縮目		目地設置		## # JIND = 10				
	I I			50mに1箇所	施工状况、影	2置延長を撮影する。	1		

項目	内容				
	材料 (プライマー、塗布材、目地板 全1回 等) の総使用量がわかるもの(空缶、 梱包材等) を撮影する。				
(3) 工事現場等に おける遠隔確 認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。				
第11章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項				
第12章 その他 1.電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正副2部・工事完成図書の出力1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)				
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。				
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として12月29日から3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に				

項目	内容							
	4) 週休2日(4週8休	以上)の実施の確	認方法は、次に	こよるものと	:する。			
	① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに							
	週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。							
	② 受注者は、週休2	,)-						
					-			
	なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された 日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等に』							
		寺77下未连府 山鸡	、	川水寺り山	隊貝科寺によ			
	り行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する							
					兄を傩認する			
	ものとし、必要に応							
	④ 監督職員は、受注				,			
	ない場合などがあれ	ば、受注者から上	:記②の記録資	料等の提示	を求め確認を			
	行うものとする。							
	⑤ 報告の時期は、受	注者と監督職員が	協議して定め	る。				
	5) 監督職員が週休2日	の実施状況につい	って、必要に応	じて聞き取	り等の確認を			
	行う場合には、受注者	は協力するものと	する。					
	6)発注者は、現場閉所	を確認した場合は	は、現場閉所状	況に応じた	以下に示す補			
	正係数により、労務費	、機械経費(賃料	ł)、共通仮設	費(率分)、	、現場管理費			
	(率分)を補正し設計							
	①補正係数	222117070	, 00					
			4週7休以上	- 4语(6休以上			
	項目	4週8休以上	4週8休未清		7休未満			
		28.5%(8日/28日)	25%(7日/28日		(6日/28日)			
	現場閉所率	以上	以上28.5%未	満以上	:25%未満			
	労務費	1.05	1. 03		1.01			
	機械経費(賃料)	1. 04	1. 03	-	1.01			
	共通仮設費(率分)	1. 04	1. 03		1.02			
	現場管理費(率分)	1. 09	1. 07		1.05			
	②補正方法	American II and II and II		10-1-1-1-1				
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じ							
	ている。また、発注者							
	合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経							
	費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用							
	いて補正し、請負代金額を減額変更する。							
	なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むこと							
	について監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しな							
	いものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。							
	7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっ							
	ては、現場閉所状況に							
	7517 9233774777 0 (1) 21 - 1		11,227	補正係数				
	名 称	区分			4週6休以上			
	石 柳	凸刀	4週8休以上	4週7休以上				
	but hele and the form had hele in A	1.)	1	4週8休未満	4週7休未満			
	鉄筋工(太径鉄筋を含	E S)	1. 05	1. 03	1. 01	l		
1. 熱中症対策に係 る費用の計上	1) 本工事は、次の熱中 対応する試行工事であ ア 遮光ネット(足場 イ ドライミスト	る。		費用等を設	計変更により			
		工値)の計測は異						
	ウ 暑さ指数(WBG	T値)の計測装置	•			l		

2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記

項目	内容	摘要
	載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト (URL: https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
5. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算にのみ適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種 調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければ ならない。	
第14章 天災その他 不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。 なお、受注者の善良な管理のもとにおいて、浸水被害等が発生した場合にはそ の損害額の負担について、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	